三　当該申請をしようとする者の過去一年間（当該申請の日（次号において「申請日」という。）において当該申請をしようとする者の再生利用事業の実施期間（次号において「実施期間」という。）が一年未満である場合にあっては、過去十月間）における特定肥飼料等の製造量及び販売量、当該特定肥飼料等の製造を行った事業場の名称及び所在地並びに販売先の氏名又は名称、住所及び連絡先を記載した書類並びにその販売量の根拠となる書類	三　当該申請をしようとする者の過去一年間における特定肥飼料等の製造量及び販売量、当該特定肥飼料等の製造を行った事業場の名称及び所在地並びに販売先の氏名又は名称、住所及び連絡先を記載した書類並びにその販売量の根拠となる書類
三の二　申請日において実施期間が一年未満である場合には、実施期間が一年を経過した日以後速やかに、過去一年間における特定肥飼料等の製造量及び販売量並びに販売先の氏名又は名称、住所及び連絡先を記載した書類並びにその販売量の根拠となる書類（いずれの書類も前号の規定に基づき提出したものを除く。）を提出することを誓約する書類	（新設）
四～十五　（略）	四～十五　（略）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。